

重要事項説明書 (居宅介護支援)

1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所 きずな
所在地	神奈川県伊勢原市高森4-19-34
事業者指定番号	神奈川県 1474001227号
管理者・連絡先	柿澤 隆徳 0463(96)2604
サービス提供地域	伊勢原市全域 秦野市(鶴巻) 平塚市(岡崎・ふじみ野・横内) 厚木市(愛甲・愛甲東・七沢・小野・上落合)

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類業務	人 員
管理者	統括・管理	1名
介護支援専門員	介護支援業務	8名(兼務 1名)
事務担当職員	事務全般業務	0名(常勤0名・非常勤0名)

3 営業日・営業時間

営業日 月曜日～金曜日
 土曜日・日曜日・12月30日～1月3日はお休みです。
 (365日24時間 相談が可能です)
 通常営業時間 8:30～17:30
 電話 0463-96-2604
 時間外(緊急時のご連絡)は、社会福祉法人ウェルエイジ
 小規模多機能型居宅介護 サテライト絆
 (0463-75-9850)にお願いします。
 担当者より折り返し連絡します。

4 サービスの内容

- ①居宅サービス計画書の作成
- ②居宅サービス事業者との連絡・調整
- ③サービス実施状況の評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥要介護認定申請に対する協力・援助
- ⑦相談業務

⑧その他付随する業務

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 要介護を受けた方は介護保険から全額給付されるため、利用者の自己負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費（実費）の支払いが必要となり、秦野市、平塚市、厚木市の場合は以下に記載するサービス提供地域外の場合片道1kmあたり20円の支払いが必要となります。

秦野市	鶴巻の境界からの地域
平塚市	岡崎・ふじみ野・横内の境界からの地域
厚木市	愛甲・愛甲東・七沢・小野・上落合の境界からの地域

項目	算定方法	金額
居宅介護支援費 要介護1又は2	1ヶ月につき	11,620円
居宅介護支援費 要介護3・4・5	1ヶ月につき	15,097円
初回加算	1ヶ月につき	3,210円
特定事業所加算Ⅱ	1ヶ月につき	4,504円
入院時情報連携加算Ⅰ	1ヶ月につき	2,675円
入院時情報連携加算Ⅱ	1ヶ月につき	2,140円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	1回につき	4,815円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	1回につき	6,420円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	1回につき	6,420円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	1回につき	8,025円
退院・退所加算（Ⅲ）	1回につき	9,630円
通院時情報連携加算	1ヶ月につき	535円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき	2,140円
ターミナルケアマネジメント加算	1ヶ月につき	4,280円
介護職員等処遇改善加算	1か月につき	上記金額の合計×2.1%

- * 利用者の保険料滞納等により、保険給付金が事業者を支払われない場合があります。

その場合、利用者は一旦1か月あたりの上記料金をお支払いいただきます。その際サービス提供証明書と領収書を発行します。後日、保険者にサービス提供証明書と領収書を提出すると払い戻しを受けることができます。

6 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

7 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族様、市町村、関係医療機関等の連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

8 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催しその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。
- (3) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。
- (4) 事業者はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。
- (8) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

社会福祉法人ウェルエイジ

高齢者虐待防止・身体拘束適正委員会委員長：青木潤一

9 衛生管理について

事業者において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していきます。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

10 業務継続計画に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優先的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

12 サービス事業所の選択

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について説明を行います。

- ① 前6ヶ月に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合
- ② 前6ヶ月に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合

1 3 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第3者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第3者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

1 4 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口	電話番号	0 4 6 3 (9 6) 2 6 0 4
	fax番号	0 4 6 3 (9 6) 2 7 0 4
	相談員（責任者）	柿澤隆徳
	対応時間	8 : 3 0 - 1 7 : 3 0

- 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	伊勢原市役所	長寿介護課（土日祝日及び年末年始を除く）
	所在地	伊勢原市田中348番地
	電話番号	0 4 6 3 (9 4) 4 7 2 2
	対応時間	8 : 3 0 - 1 7 : 1 5
	秦野市役所	高齢介護課（土日祝日及び年末年始を除く）
	所在地	秦野市桜町1-3-2
	電話番号	0 4 6 3 (8 2) 9 6 1 6
	対応時間	8 : 3 0 - 1 7 : 0 0
	平塚市役所	介護保険課（土日祝日及び年末年始を除く）
	所在地	平塚市浅間町9番1号
	電話番号	0 4 6 3 (2 1) 8 7 9 0
	対応時間	8 : 3 0 - 1 7 : 0 0
厚木市役所	介護福祉課（土日祝日及び年末年始を除く）	
	所在地	厚木市中町3丁目17番17号
	電話番号	0 4 6 (2 2 5) 2 2 4 0
	対応時間	8 : 3 0 - 1 7 : 1 5
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町27番地1
	電話番号	0 4 5 (3 2 9) 3 4 4 7
	利用時間	8 : 3 0 - 1 7 : 1 5（土日祝日及び年末年始を除く）

15 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 ウェルエイジ
代表者名	大脇 兼弘
本社所在地・電話	神奈川県伊勢原市高森二丁目18番1号 0463(75)9850
業務の概要 (介護保険給付内)	小規模多機能型居宅介護 絆 小規模多機能型居宅介護 サテライト絆 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 絆 夜間ヘルパーステーション 絆 ヘルパーステーション絆 居宅介護支援事業所 きずな 伊勢原北部地域包括支援センター
(介護保険給付外)	なし

【説明確認欄】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 伊勢原市高森4-19-34

事業者名 社会福祉法人 ウェルエイジ

居宅介護支援事業所 きずな

説明者

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意をし、交付を受けました。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名

代理人又は立会人

住 所

氏 名 続柄

<代理人又は立会人を選任した理由>